犬を飼われる皆様へ（各種申請等）

内　　容	説　　明	手　数　料　等
登　　録 狂犬病予防注射	【犬の登録 等】 狂犬病予防法により、生後９１日以上経つ犬の所有者には、生涯に１度の犬の登録と、年に１度の狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられています。 犬の登録は紀宝町役場 環境衛生課で行っていただくか、下記の契約動物病院でも行うことができます。左記の手数料等を添えて申請して下さい。犬の鑑札（登録を証明する札）、注射済票をお渡しいたします。 【契約動物病院】 ○北村獣医科病院　（熊野市）　電話: 0597-85-2665 （新宮市）　電話: 0735-22-9520 ○すずき動物病院　（御浜町）　電話: 05979-2-0087 上記以外の動物病院で狂犬病予防注射を受けさせた場合は、狂犬病予防注射済票に交付手数料（550円）、を添えて紀宝町役場 環境衛生課にて申請してください。 【定期予防注射】 紀宝町では、毎年春（４月中頃）に町内を巡回し、狂犬病予防注射及び犬の登録を行っていますのでご利用ください。（紀宝町で犬の登録をされている方には、事前に詳細を通知いたします。） ※鑑札と注射済票は、犬の首輪に取り付けてください。	登録手数料 ３，０００円 注射済票交付手数料 ５５０円 定期予防注射料 ２，８５０円 ※令和２年3月までは2,650円（三重県獣医師会）
死　　亡	犬が死亡した場合は、犬の死亡届を提出又は電話にて連絡してください。	―
登録事項変更	犬の所在地や所有者の氏名、住所（町内転居・転入）変更があった場合は、犬の登録事項変更届を提出してください。なお、町外からの転入は鑑札をご持参ください。	―
鑑札の紛失	犬の登録鑑札を紛失した場合は、再交付手数料を添えて申請してください。	鑑札再交付手数料 １，６００円
注射済票の紛失	狂犬病予防注射済票を紛失した場合は、再交付手数料を添えて申請してください。	注射済票再交付手数料 ３４０円

【問い合わせ先】
紀宝町役場 環境衛生課　　電話：０７３５-３３-０３３８